

「訪問勧誘お断りステッカー」を活用してください!!

「訪問勧誘」とは、訪問による販売や購入（買取り）の勧誘のことです。消費者トラブルの相談で多いのは、家庭における訪問勧誘です。突然、自宅に事業者の訪問があり、点検や無料と言われて、それならと家に招き入れ、最終的には高額で必要のない契約をしてしまったという事例があります。屋根工事や壁工事などの住宅リフォームに多い事例です。

訪問勧誘は、不意打ち的な事業者の来訪で、考える時間も無く契約してしまうことがトラブルの原因となっています。そのような訪問による勧誘トラブルをなくすために、奈良県消費生活条例があります。訪問勧誘を断るという意思表示をしているのに、それを無視して勧誘することは条例違反になることから「訪問勧誘お断りステッカー」が作成されました。



本町では、4年前の「訪問勧誘お断りステッカー」の配布で、訪問勧誘のトラブル相談は減少しました。その後ステッカーが古くなったことから、再度、今月の広報と併せて配布しています。玄関や門などに、貼付してください。玄関先などでしつこく勧誘されることがあれば「お断りステッカーを貼っています。違反になります。お帰りください。」と伝えてください。それでも断り切れずに契約してしまった時は、契約してから8日間以内であれば、クーリングオフができます。トラブルに遭った時は、一人で対処せずに、消費者ホットライン“188”（局番なし）に相談してください。

消費生活相談

商品やサービスに関する相談
日時 毎週火・金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後3時
担当 消費生活相談員
相談方法 電話・面談
問 ☎ 32-2901（内線174）

今やろう！防災アクション

Vol.44
問 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

赤ちゃん用の防災リュックを準備しましょう

地震、台風などの自然災害に遭った際には、スムーズに避難することが大切です。自然災害はいつ起こるか分からないため、普段から必要なものをリュックなどに入れて準備しましょう。

そこで今回は赤ちゃんがいるご家庭向けの防災リュックの中身を紹介します。

●赤ちゃん用の食料品

備蓄食は最低3日分、赤ちゃん用のミルク、常温保存が可能な離乳食など、月齢に合わせて準備しておきましょう。また避難所での生活は環境の変化によりストレスを感じやすいので、普段食べ慣れているおやつがあると赤ちゃんも安心できます。

●飲料水

赤ちゃん用の水を用意する際には、軟水を選びましょう。硬水はミネラルが多いので、赤ちゃんの腎臓や胃腸の負担になる可能性があります。

●哺乳瓶・マグ

哺乳瓶やマグは割れにくいプラスチック製の使い捨てのものが便利でおすすめです。

●紙おむつ・おしりふき

赤ちゃんの紙おむつやおしりふきは必需品です。臭い防止のためにも、使用済みのおむつを捨てるビニール袋と一緒に準備しておきましょう。

●抱っこひも

避難する際には、ベビーカーよりも抱っこひもの方が身動きがとりやすく安全です。



今回は中学1年生の作文から一部抜粋と要約で紹介いたします。
応募作品では「友だち」や「家族」以外に「時間」「命」「心」を題材とした作文が数多く寄せられました。
「家族の大切さ」
今、僕が大事にしていることは、おじいちゃんのことです。
僕のおじいちゃんは、最近がんに発見されました。だけど、ちゃんと治療すれば90パーセントで助かります。お母さんはほぼ毎日、おじいちゃんに付きっきりで看病をしています。
おじいちゃんは、だいぶ落ち込んでいて、お酒は飲んではいけません。に、お酒に逃げたりしてしまいます。

「自分から話しかけること」
中学生になって、新しいサッカーのチームの練習に行ったときのこと。小学校でのサッカーと違い、自分から話せる仲の良い友だちはいなかった。僕はその時に、自分から話す勇気が出ず、相手から話しかけられるのを待っていた。そこから二週間がたった。明日は中学校の入学式だった。学校だったら、友だちもたくさんいるし、他の学校の人も明日はたくさん話しかけると思い込んで寝た。しかし、入学式当日、また相手から話しかけられるのを待ってしまった。
その日の夜、「明日こそ話しかける。」と思って、布団に入った。次の日は、自分から話しかけて友だちが一人増えた。
自分から話しかけるのが、大切だと思った瞬間だった。

子どもの成長を願って
すこやか Growth

今、大切にしていること ～400字作文応募作品から～

町青少年健全育成推進協議会事務局
(生涯教育課内) ☎ 32-6193

その度にお母さんは、「あかんで、少しでもがまんしやな。」と、言っています。
僕は、いつも落ち込んでいるおじいちゃんや、付きっきりで看病しているお母さんを見て、万が一の可能性があるから、これからおじいちゃんに優しくして、お母さんを助けられる場面があったら助けたいです。

生活安全ニュース

問 天理警察署 ☎ 0743-62-0110 田原本警察庁舎 ☎ 33-0110

■ STOP！子どもの性被害（SNS編）

SNSを通じて多くの子どもたちが性被害に遭っています。誘拐などの犯罪被害に発展するケースもあります。

1 画像・動画投稿による被害

事例1

信用している彼氏や友達に、写真を送っただけなのに…その写真が転送され、ネット上で拡散された！！

●信用する相手であっても、絶対に裸の画像を送ってはいけません。

●一度ネット上に流出した画像は全てを回収・削除することはできません。

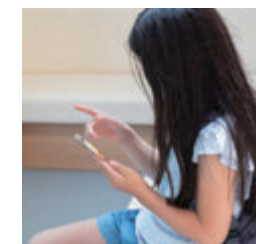
●裸の写真を送信させたり、他の人に転送することは「犯罪」です。



事例2

SNSに「家出をしたい」と書き込んだら、優しいお兄さんが…会いに行ったら、知らない場所に連れて行かれて乱暴された！！

- 犯罪者は優しい言葉をかけ、良い人のふりをして子どもたちに近づきます。
- 言葉巧みに子どもを誘い出し、いたずらや誘拐をする事件が起きています。



2 必ずフィルタリングを！！

- 被害児童のほとんどがフィルタリングを利用していません。
- 年齢や利用状況に応じたフィルタリングを設定しましょう。

3 相談窓口

- 警察相談専用電話…# 9110
- 性犯罪被害相談電話…# 8103
- 24時間子供SOSダイヤル…☎ 0120-0-78310
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター…# 8891